

○静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則

平成18年8月11日

教育委員会規則第18号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則をここに公布する。

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則

静岡県立青年の家等の組織及び運営に関する規則(昭和44年静岡県教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例(平成18年静岡県条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の2から第8条まで 削除

(使用の承認)

第9条 条例第7条第1項の規定により県管理施設の使用の承認を受けようとする者は、様式第1号による使用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第12条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が県管理施設を使用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加する者 使用料の全額
- (2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者 使用料の全額
- (3) その他教育委員会が特別の理由があると認める者 教育委員会が別に定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式第2号による使用料減免承認申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

注 令和3年3月26日教委規則第9号により、令和4年4月1日から施行

改正前	改正後
(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略)	(使用料の減免) 第10条 (略) (1) (略)
(2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者 使用料の全額	(2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当する者 使用料の全額
	ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ

	<p><u>いての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する者</u></p> <p><u>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</u></p> <p><u>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者</u></p> <p><u>エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u></p> <p><u>オ 児童及び生徒を引率する者</u></p>
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(指定管理者の指定の申請書等)

第11条 条例第15条第2項の教育委員会規則で定める申請書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第15条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記事項証明、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (4) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- (5) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書)

第12条 条例第20条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 条例別表第2左欄に掲げる青年の家等(以下「指定管理者管理施設」という。)の管理に関する業務(以下「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 指定管理者管理施設の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、県管理施設及び指定管理者管理施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日教育委員会規則第20号抄)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年9月1日教育委員会規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、様式第1号から様式第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日教育委員会規則第13号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成29年3月24日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日教育委員会規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

12 この規則の施行の際次の表の左欄に掲げる職に任命されている職員は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる職に任命されたものとする。

静岡県教育委員会事務局事務職員	静岡県教育委員会事務職員
静岡県教育委員会事務局技術職員	静岡県教育委員会技術職員
静岡県教育委員会事務局指導主事	静岡県教育委員会指導主事

静岡県教育委員会事務局社会教育主事	静岡県教育委員会社会教育主事
静岡県教育委員会事務局技能労務職員	静岡県教育委員会技能労務職員

附 則(令和元年6月25日教育委員会規則第1号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日教育委員会規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項の規定に基づいて行う令和4年4月1日以降の使用料減免承認申請に係る改正後の様式第2号の規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

使用承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地  
氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 を使用したいので、申請します。  
観音山少年自然の家

使用目的	
使用施設	

使用設備 等							
使用日時				使用者の内訳			
区分	午前	午後	夜間		宿泊	日帰り (延べ)	
年月日(曜日)				勤労青少年	人	人	
年 月 日( )				学生	人	人	
年 月 日( )				生徒(高校生)	人	人	
年 月 日( )				生徒(中学生)	人	人	
年 月 日( )				児童	人	人	
年 月 日( )				幼児	人	人	
年 月 日( )				指導者・引率者	人	人	
年 月 日( )				その他の者	人	人	
年 月 日( )				小計	人	人	
年 月 日( )				合計		人	
申請者の連絡先	住所						
	団体名						
	代表者名				電話番号		
	連絡責任者				FAX 番号		

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

様式第2号(第10条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

使用料減免承認申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

申請者 住所 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地  
 氏名 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名  
 次のとおり静岡県立 焼津青少年の家 の使用料の減免を受けた  
 観音山少年自然の家 いたので、申請します。

事業の名称	
減免の理由	(1) 県又は県教育委員会が主催し、又は共催する事業に参加するため

(該当項目に○)	(2) 義務教育諸学校の教育計画に基づく学校行事に参加する者のうち、下記のいずれかに該当するため ア 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律による就学奨励を受けている保護者の保護する者 イ 生活保護法による保護を受けている者 ウ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している者 エ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 オ 児童及び生徒を引率する者 (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるため		
	使用日時	年 月 日( )から 年 月 日( )まで	
減免申請額	円		
内訳	宿泊分		日帰り分
勤労青少年	円× 人× 泊＝	円× 人× 日＝	
	円	円	
学生・生徒(高校)	円× 人× 泊＝	円× 人× 日＝	
	円	円	
生徒(中学)・児童・幼児	円× 人× 泊＝	円× 人× 日＝	
	円	円	
指導者・引率者	円× 人× 泊＝	円× 人× 日＝	
	円	円	
その他の者	円× 人× 泊＝	円× 人× 日＝	
	円	円	
	宿泊分計		日帰り分計
	円		円

※勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。

様式第3号(第11条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

主たる事務所の所在地

(申請者)団体の名称

代表者の氏名 印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例第15条の規定により、静岡県立の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。